四十一

分野　運輸業
小分野　通関業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
関連する義務
市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階
中央政府
措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要　国境を越えるサービスの貿易
通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、財務大臣の許可を受けなければならない。

四十二

分野　運輸業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
経営幹部及び取締役会（第八・十条）
政府の段階
中央政府
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第三章から第五章まで
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十三

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業
ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
関連する義務
内国民待遇（第八・八条）
政府の段階
中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資の自由化
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
4　鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。

四十四

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
関連する義務
内国民待遇（第八・八条）
政府の段階
中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資の自由化
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
4　一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。

四十五

分野　運輸業
小分野
産業分類　道路運送業
ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三一二　一般乗用旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三一三　一般貸切旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四一一　一般貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四一二　特定貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四三　貨物軽自動車運送業
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階
中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章（以下この項において「法律」という。）
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。
2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、自らが「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」において指定した地域（「地域」という。）ではならず、「準特定地域」運送として指定した地域（「地域」という。）では、当該地域において当該運送業を営もうとする者（「準」という。）に対し、当該地域における一般乗用旅客自動車運送需要量を特定地域（「地域」という。）では、当該地域において当該運送業を営もうとする者（「準」という。）に対し、当該地域における一般乗用旅客自動車運送需要量を超えない場合等については、「準」に基づく当該地域における一般乗用旅客自動車運送需要量を満たす場合には、当該地域における一般乗用旅客自動車運送需要量を超えない場合には